

- 問1 日本の地方自治制度における、都道府県知事などの地方公共団体の長の選出方法と、その長が持つ議会に対する権限の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2021年 佐賀県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 1. 住民の直接選挙によって選ばれ、議会を解散する権限を持つ | 2. 住民の直接選挙によって選ばれ、議会を解散する権限は持たない | 3. 地方議会の議員による互選で選ばれ、議会を解散する権限は持たない | 4. 地方議会の議員による互選で選ばれ、議会を解散する権限を持つ |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
-
- 問2 地方自治において、住民が自ら条例の制定や改廃を求めることができる「直接請求権」について、必要な署名数と請求先の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2016年 長崎県公立入試 類似)
- | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|---|--|
| 1. 有権者の50分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に請求する。 | 2. 有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に請求する。 | 3. 有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の首長（知事や市町村長）に請求する。 | 4. 有権者の3分の1以上の署名を集め、地方公共団体の首長（知事や市町村長）に請求する。 |
|------------------------------------|-----------------------------------|---|--|
-
- 問3 有権者の50分の1以上の署名によって条例の制定・改廃請求が行われた際、請求を受けた地方公共団体の首長がとるべき手続きとして、法律で定められている適切なものはどれですか。 (2023年 岐阜県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 1. 首長に強い権限があるため、議会に諮らずに条例を制定する | 2. 署名が有効であることを確認し、選挙管理委員会に判断を委ねる | 3. 首長自身の意見を付けて、条例案を地方議会に提出する | 4. 請求内容の妥当性を判断し、直ちに住民投票を実施する |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|
-
- 問4 地方公共団体の財政において、地方公共団体間の財政力の格差を是正することを目的とした「地方交付税交付金」の説明として、最も適切なものはどれか。 (2019年 群馬県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|---|
| 1. 地方公共団体が条例に基づいて住民から独自に徴収し、自らの判断で自由に使える自主財源。 | 2. 地方公共団体が不足する資金を調達するために、国や金融機関から借り入れる借金。 | 3. 国が特定の事業を奨励するために、使い道を道路建設や義務教育などに限定して支給する資金。 | 4. 各自治体の地方税収入の格差を減らし、どの地域でも一定の行政サービスを受けられるよう国から配分される資金。 |
|---|---|--|---|
-
- 問5 地方自治における「民主主義の学校」としての側面を支える、地方議会議員の選出の仕組みについて正しい説明はどれですか。 (2025年 埼玉県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|--|---|--|
| 1. 都道府県知事や市町村長が、国会議員の助言に基づいて議会の構成員を決定する。 | 2. 地方公共団体の長が、地域の功労者や専門家の中から候補者を指名し、任命する仕組みである。 | 3. その地域の住民が、自分たちの代表者を直接の投票によって選ぶ直接選挙制がとられている。 | 4. 住民が代表者を選ぶのではなく、行政運営を担当する公務員の中から互選によって選出される。 |
|--|--|---|--|
-
- 問6 地方公共団体の財政において、国庫支出金を持っている性質や特徴として最も適切な説明はどれですか。 (2025年 東京都公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|--|--|
| 1. 地方公共団体が不足する資金を補うために、一時的に国や銀行から借り入れる借金である。 | 2. 地域の住民や企業から直接徴収する自主財源であり、地方自治の独立性を高める役割を持つ。 | 3. 国が特定の政策を推進するために支出するため、地方公共団体の仕事に対して国の影響力が及びやすい。 | 4. 使い道が定められていない一般財源であり、地方公共団体が自らの判断で自由に使うことができる。 |
|--|---|--|--|
-
- 問7 日本の地方自治において、住民が自らの意思を直接反映させるための「直接請求権」の一つに、条例の制定や改廃の請求があります。この手続きにおいて、必要となる署名数と請求先の組み合わせとして正しい説明を選んでください。 (2026年 栃木県公立入試 類似)
- | | | | |
|-----------------------------------|--|---------------------------------------|------------------------------------|
| 1. 有権者の50分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に請求する | 2. 有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の長（首長）に請求する | 3. 有権者の3分の1以上の署名を集め、地方公共団体の長（首長）に請求する | 4. 有権者の3分の1以上の署名を集め、地方公共団体の議会に請求する |
|-----------------------------------|--|---------------------------------------|------------------------------------|
-
- 問8 地方公共団体の歳入において、国が義務教育や生活保護、道路整備といった特定の事業を行うための財源として、その使い道を限定して支給する資金を何というか。 (2026年 島根県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|----------|--------|----------|
| 1. 地方交付税 | 2. 地方譲与税 | 3. 地方債 | 4. 国庫支出金 |
|----------|----------|--------|----------|
-
- 問9 地方公共団体の財源のうち、国から徴収権が移されることで得られる「地方税」のように、地方公共団体が自ら徴収し、自らの判断で使い道を決められる財源を総称して何と呼びますか。 (2020年 香川県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| 1. 地方交付税 | 2. 依存財源 | 3. 自主財源 | 4. 国庫支出金 |
|----------|---------|---------|----------|
-
- 問10 日本の地方自治において、住民から直接選ばれた知事などの長が、議会から不信任の議決を突きつけられた際にとることができる行動と、その制度の仕組みについて述べた説明として適切なものはどれですか。 (2021年 佐賀県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|--|---|
| 1. 長は議会の解散権を持たないが、代わりに議会の決議を拒否して住民投票を直接実施する権限が与えられている。 | 2. 長は議会を解散して住民の真意を問うことができる。これは長と議会がともに住民の直接選挙で選ばれる二元代表制に基づいている。 | 3. 長は国の内閣総理大臣の許可を得た場合のみ、議会を解散して解散総選挙を行うことができる。 | 4. 長は議会を解散することはできず、直ちに職を辞さなければならない。これは議院内閣制と同じ仕組みである。 |
|--|---|--|---|
-
- 問11 地方自治において、住民が自ら新しい決まりを作ったり、既存の決まりを廃止したりすることを求める「条例の制定改廃の請求」に関する説明として、正しいものはどれですか。 (2026年 岐阜県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|--|------------------------------------|---|
| 1. 有権者の3分の1以上の署名を集め、地方公共団体の長に対して請求を行う。 | 2. 有権者の50分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に対して請求を行う。 | 3. 有権者の3分の1以上の署名を集め、監査委員に対して請求を行う。 | 4. 有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の長に対して請求を行う。 |
|--|--|------------------------------------|---|
-
- 問12 地方公共団体が制定する「条例」の仕組みや性質について述べた説明として、最も適切なものはどれですか。 (2017年 沖縄県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 法律と同じ効力を持つため、制定された内容は全国すべての地域に適用される。 | 2. 国の定める法律の範囲内で、地方議会の議決を経て制定される。 | 3. 地方公共団体の長が、議会の議決を経ることなく独断で制定する。 | 4. 日本国憲法の範囲内であれば、国の法律の内容に反していても制定できる。 |
|---|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
-
- 問13 地方自治体が記者会見の場などで手話通訳者を配置する取り組みは、どのような社会の実現を目指して行われていますか。その目的として最も適切な説明を選びなさい。 (2022年 熊本県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|--|--------------------------------------|
| 1. 専門的な技能を持つ人だけが公的な政策決定に参加できる能力主義社会の実現 | 2. 障害の有無にかかわらず、互いに個性を尊重し支え合って生きる共生社会の実現 | 3. 行政コストを削減するために、音声による広報をすべて映像へ移行する社会の実現 | 4. 手話を日本の唯一の公用語として定め、言語教育の統一を図る社会の実現 |
|--|---|--|--------------------------------------|

答え合わせ・解説

問1	答え 1 住民の直接選挙によって選ばれ、議会を解散する権限を持つ	日本の地方自治では、住民が「地方公共団体の長（知事や市町村長）」と「地方議会の議員」の両方を直接選挙で選ぶ二元代表制が採用されています。長は議会と対等な立場にあり、議会から不信任の議決を受けた場合には、対抗措置として議会を解散する権限を持つことで、権力の抑制と均衡を図っています。
問2	答え 3 有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の首長（知事や市町村長）に請求する。	地方自治法に定められた直接請求権のうち、条例の制定・改廃請求（イニシアティブ）は、有権者の50分の1以上の署名をもって首長に請求します。一方、議会の解散請求や首長・議員の解職請求（リコール）の場合は、より重い手続きとなるため、有権者の3分の1以上の署名を集めて選挙管理委員会に請求する必要があります。この署名数と請求先の違いは、入試において非常によく問われるポイントです。
問3	答え 3 首長自身の意見を付けて、条例案を地方議会に提出する	首長は条例の制定・改廃請求を受けた場合、それを拒否することはできません。必ず地方議会を招集し、その請求に対する自分自身の意見（賛成か反対か、あるいは修正の提案など）を添えて議会に提出する義務があります。最終的にその条例が成立するかどうかは、住民の代表で構成される地方議会での審議と議決によって決まります。
問4	答え 4 各自治体の地方税収入の格差を減らし、どの地域でも一定の行政サービスを受けられるような国から配分される資金。	地方公共団体には、都市部のように地方税収入が多い自治体と、人口減少などで収入が少ない自治体があります。このような財政力の格差を減らすために、国税（所得税、法人税、消費税など）の一部を財源として、収入の少ない自治体を中心に配分されるのが地方交付税交付金です。使い道が制限されない「一般財源」としての性質を持ちます。
問5	答え 3 その地域の住民が、自分たちの代表者を直接の投票によって選ぶ直接選挙制がとられている。	地方自治は、住民の意思に基づいて行われる「住民自治」を基本原則としています。そのため、地方公共団体の議決機関である地方議会の議員は、住民が直接投票によって選出する直接選挙制によって選ばれます。なお、地方公共団体の長（知事や市町村長）も同様に住民の直接選挙で選ばれており、議会と長が共に住民の代表である「二元代表制」が日本の地方自治の特徴です。
問6	答え 3 国が特定の政策を推進するために支出するため、地方公共団体の仕事に対して国の影響力が及びやすい。	国庫支出金は、国が義務教育や社会保障といった特定の事業の費用を補助する仕組みです。そのため、地方公共団体は国の示した基準や目的に従って事業を行う必要があります。地方の自主性が制限される側面があります。このように使い道が指定されている財源を「特定財源」と呼び、国が地方の行政運営に関与する手段の一つにもなっています。
問7	答え 2 有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の長（首長）に請求する	地方自治法に定められた直接請求権のうち、条例の制定・改廃請求は、その地域の有権者の50分の1以上の署名を添えて、知事や市町村長といった地方公共団体の長に対して行います。一方、3分の1以上の署名が必要となるのは、議会の解散請求や首長・議員の解職請求（リコール）などの場合であり、これらは選挙管理委員会に対して行われるため、署名数と請求先の違いを正確に理解しておく必要があります。
問8	答え 4 国庫支出金	国庫支出金は、国が特定の事業に対してその経費の一部を補助するために支出する資金である。地方公共団体間の財政格差を調整するために国から配分される地方交付税とは異なり、あらかじめ使い道が限定されている点が最大の特徴である。これにより、国は全国的に一定の行政水準を保つことや、特定の政策を推進することを目的としている。
問9	答え 3 自主財源	地方公共団体が自らの力で確保できる財源を自主財源と呼び、代表的なものに地方税があります。税源移譲は、これまで国が徴収していた税金（税源）を地方公共団体が直接徴収できるように変更することで、この自主財源を増やす取り組みです。一方、国から配分される地方交付税交付金や国庫支出金は、国に頼る財源であるため「依存財源」と呼ばれます。
問10	答え 2 長は議会を解散して住民の真意を問うことができる。これは長と議会がともに住民の直接選挙で選ばれる二元代表制に基づいている。	地方公共団体の長は住民の直接選挙で選ばれているため、国政の議院内閣制（国会が首相を指名する）とは異なり、議会に対して独立した強い権限を持っています。議会が長を不信任とした場合、長は失職するか、あるいは議会を解散して住民に審判を仰ぐかを選択できる仕組みになっており、この「解散権」は長に与えられた重要な権限の一つです。
問11	答え 4 有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の長に対して請求を行う。	直接請求権の中でも、条例の制定や改廃を求める権利は、有権者の50分の1以上の署名をもって、その自治体の長（知事や市町村長）に対して行使します。混同しやすい「議会の解散」や「首長・議員の解職（リコール）」などの請求には3分の1以上の署名が必要であり、提出先も選挙管理委員会となるため、請求の内容によって必要な署名数と提出先が異なる点に注意が必要です。
問12	答え 2 国の定める法律の範囲内で、地方議会の議決を経て制定される。	条例は、日本国憲法第94条に基づき、地方公共団体が「法律の範囲内」で制定できるものです。国の法律に違反する内容を定めることはできません。また、住民の代表が集まる「議会」の議決が必要であり、首長が単独で定める「規則」とは区別されます。さらに、その効力は制定した地方公共団体の区域内に限定されます。
問13	答え 2 障害の有無にかかわらず、互いに個性を尊重し支え合って生きる共生社会の実現	手話通訳の配置は、聴覚に障害がある人々が行政の情報から排除されないようにするための配慮です。これは、すべての人が共に生きる「共生社会」を目指す考え方に基づいています。障害者が直面する社会的障壁を取り除くことは、この社会を実現するための重要なプロセスです。